

危険物施設の可燃性蒸気に係る関係条文

危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)

(製造所の基準)

第 9 条 法第 10 条第 4 項の製造所に位置、構造及び設備（消火設備、警報設備及び避難設備を除く。以下この章の第 1 節から第 3 節までにおいて同じ。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 ～ 十六 (略)

十七 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

十八 ～ 二十二 (略)

2 ～ 3 (略)

(屋内貯蔵所の基準)

第 10 条 屋内貯蔵所（次項及び第 3 項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 ～ 十二 (略)

十三 電気設備は、前条第 1 項第 17 号に掲げる製造所の電気設備の例によるものであること。

十四、十五 (略)

2 ～ 6 (略)

(貯蔵及び取扱いの基準)

第 24 条 法第 10 条第 3 項の製造所等においてする危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 ～ 十二 (略)

十三 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)

第69条 次の各号に掲げる場所に施設する電気設備は、通常の使用状態において、当該電気設備が点火源となる爆発又は火災のおそれがないように施設しなければならない。

- 一 可燃性のガス又は引火性物質の蒸気が存在し、点火源の存在により爆発するおそれがある場所
- 二 ～ 四 (略)

電気設備の技術基準の解釈(平成25年3月14日付商局第4号)

【可燃性ガス等の存在する場所の施設】(省令第69条、第72条)

第176条 可燃性のガス(常温において気体であり、空気とある割合の混合状態において点火源がある場合に爆発を起こすものをいう。)又は引火性物質(火のつきやすい可燃性の物質で、その蒸気と空気とがある割合の混合状態において点火源がある場合に爆発を起こすものをいう。)の蒸気(以下この条において「可燃性ガス等」という。)が漏れ又は滞留し、電気設備が点火源となり爆発するおそれがある場所における、低圧又は高圧の電気設備は、次の各号のいずれかにより施設すること。

- 一 次によるとともに、危険のおそれがないように施設すること。
 - イ ～ ハ (略)
 - ニ 電気機械器具は、電気機械器具防爆構造規格に適合するもの(第二号の規定によるものを除く。)であること。
 - 二 日本産業規格 JIS C 60079-14 (2008)「爆発性雰囲気中使用する電気機械器具—第14部：危険区域内的の電気設備(鉱山以外)」の規定により施設すること。
- 2 (略)